

厚生労働省千葉労働局発表
平成25年10月22日

【担当】千葉労働局労働基準部賃金室
賃金室長 神崎 清栄
室長補佐 水越 真澄
電話043-221-2328

平成25年度千葉県特定（産業別）最低賃金の改正答申について ～7業種についてそれぞれ10円から12円の引上げ～

千葉地方最低賃金審議会（会長 赤田靖英）は、千葉労働局長（山本靖彦）から諮問を受け千葉県内で定められている7業種の最低賃金について各産業ごとに専門部会を設置して審議を行い10月21日までに、下表の内容の答申を行った。

千葉労働局長は、この答申を受け、異議申出などの手続を経て、千葉県特定（産業別）最低賃金を決定することとしている。

業種	改正額（時間額）	発効予定日	改正前（時間額）	引上げ額	
特定最低賃金	調味料製造業	827円	平成25年12月25日	817円	10円
	鉄鋼業	867円	平成25年12月25日	857円	10円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	843円	平成25年12月25日	833円	10円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	846円	平成25年12月25日	836円	10円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	829円	平成25年12月25日	819円	10円
	各種商品小売業	807円	平成25年12月25日	795円	12円
	自動車（新車）小売業	838円	平成25年12月25日	827円	11円

*なお、千葉県内で働くすべての労働者に適用される千葉県最低賃金は、平成25年10月18日に時間額777円に改正されました。